



# 滋賀労働

滋賀県労働広報紙

665号  
2023

## 多様な働き方が進んでいます！

～令和4年滋賀県労働条件実態調査より～

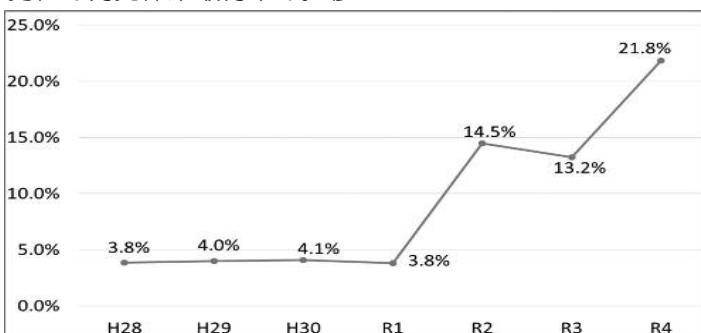
県では、毎年、無作為に抽出した県内の民営事業所（常用雇用者10人以上）1,000事業所を対象に、労働者の労働条件の実態を明らかにするため、調査を実施しています。

（令和4年調査時点：令和4年6月30日、回答率：51.1%）

<令和4年調査結果のポイント>

- 男性の育児休業取得率 21.8% 昨年より8.6ポイント上昇
- テレワーク導入率 23.3% 昨年より2.2ポイント上昇

男性の育児休業取得率の推移



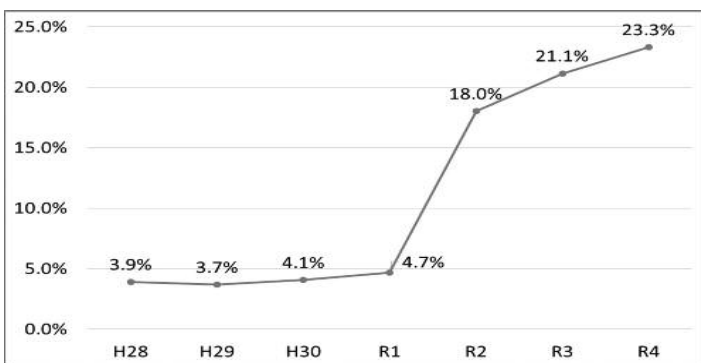
**【男性の育児休業取得率】**

過去1年間（令和3年4月1日～令和4年3月31日）に配偶者が出産した常用雇用の男性従業員のうち、令和4年6月30日までに育児休業を開始した人の割合。

**【テレワーク導入率】**

在宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス勤務のいずれかの制度を導入している事業所の割合。

テレワーク導入率の推移



**目次**

- 表紙 令和4年労働条件実態調査の結果について
- P2 ベトナム高度人材とのマッチングイベントを開催しました  
障害者雇用に関する優良な取組を行う中小事業主への認定制度について
- P3 第21回滋賀県障害者技能競技大会(アビリンピック滋賀2022)表彰式
- P4 令和6年3月大学等卒業予定者対象求人提出のお願い  
就職活動中のセクハラ防止について
- P5 2023年度ハラスメント防止関連公開セミナーのご案内  
地域の学びと一緒に参加しませんか？
- P6 在職者訓練のご案内  
生産性向上支援訓練のご案内
- P7 労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で！  
勤労者互助会・サービスセンターのご案内
- P8 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率引き上げについて  
自動車運転者の改善基準告示改正について
- P9 労働相談Q&A
- P10 労働委員会だより
- P11 シルバー人材センターからのお知らせ  
内職求人を掲載しませんか
- P12 労働広報紙「滋賀労働」メール配信へ切り替えのお願い  
特殊詐欺対策について

<令和4年労働条件実態調査項目一覧>

- 労働者の男女割合 ○労働組合 ○休日休暇制度 ○労働時間
- 育児介護休業制度 ○女性が活躍するための取組
- 多様な働き方 ○ワークライフバランス経営
- メンタルヘルスケア ○ハラスメント防止措置

令和4年労働条件実態調査の結果全体版は県のホームページに掲載しています。[滋賀県 労働条件実態調査](https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/17042.html)でご検索ください。

<県のホームページ>

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/17042.html>

**【重要】** 広報紙「滋賀労働」についてお知らせがございます。詳細について裏表紙をご覧ください。

## ベトナム高度人材とのマッチングイベント (ジョブフェア) を開催しました！

全国的に理工系人材が不足し、企業の人材確保が困難な中、ベトナムのハノイ工科大学、滋賀経済産業協会と連携し、令和4年11月5日、6日に、ベトナム現地での人材マッチングイベントを開催しました。

新型コロナウイルスや円安の影響が心配される中でしたが、1,000人を超える来場者があり、学生の日本への興味の強さを感じる、大変盛況なイベントとなりました。

| フェア全体結果     | 2日間総数         |
|-------------|---------------|
| 参加企業数       | 県内企業7社（全体24社） |
| 来場者数        | 1,198人        |
| ブース受付（1社平均） | 80.5人         |

| 滋賀県企業結果 | 2日間総数 |
|---------|-------|
| ブース訪問人数 | 582人  |
| 面接実施数   | 131人  |
| 一次選考通過者 | 58人   |



写真左：会場の様子



写真右：滋賀ブース

【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3758

中小事業主の皆様へ

## 障害者雇用に関する優良な取組を行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

### 認定事業主となることのメリット

**認定マークを使用できます！**

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます

**厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる  
周知広報の対象となります！**

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります

滋賀県内の認定企業（R4.12.31 現在）

|   | 事業所名               | 所在地    | 業種                |
|---|--------------------|--------|-------------------|
| 1 | 株式会社クレール           | 犬上郡多賀町 | 洗濯業               |
| 2 | 電気硝子ユニバーサポート株式会社   | 大津市    | 建物サービス業           |
| 3 | 株式会社星光舎            | 甲賀市    | その他の洗濯・理容・美容・浴場業  |
| 4 | パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社 | 彦根市    | 電子部品・デバイス・電子回路製造機 |

【お問合せ先】 滋賀労働局職業安定部職業対策課 TEL：077-526-8686



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

**とも に す す む**

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳細については、  
は厚生労働省  
ホームページを  
ご覧下さい。



## 第21回滋賀県障害者技能競技大会 (アビリンピック滋賀2022)表彰式

「第21回滋賀県障害者技能競技大会（アビリンピック滋賀2022）」（(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部主催、滋賀県共催）の表彰式が令和5年1月26日に滋賀県庁で執り行われ、各部門の成績優秀者33名に金、銀、銅の各賞、また、金賞受賞者のうち同種目で過去に知事賞を受けたことのない5名に滋賀県知事賞が授与されました。

この大会は、障害のある方々が日ごろ培った技能を競い合うことにより、職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者に対する理解と認識を深め、その雇用の促進を図ることを目的として毎年開催しています。

今年度は、昨年11月26日に開催され、総勢105名の選手が12種目で技能を競い合いました。

なお、今大会の成績優秀者が今年11月17日から19日に愛知県で開催される「第43回全国アビリンピック」への県代表選手に選考されます。



表彰式（新館7階大会議室）

各賞の受賞者（◎：知事賞受賞者）

（敬称略）

| 競技種目                 | 金賞                                | 銀賞                            | 銅賞                            |
|----------------------|-----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 電子機器組立               | 鈴木 久史 (◎)<br>パナソニックアソシエイツ滋賀(株)    | 小山 せなみ<br>パナソニックアソシエイツ滋賀(株)   | —                             |
| 製品パッキング              | 青木 和貴<br>合同会社就労継続支援A型lia-fail     | 池田 朱里<br>滋賀県立高等技術専門校          | 林 明日菜<br>日東ひまわり亀山(株) 滋賀事業所    |
| 喫茶サービス               | 田代 壮介 (◎)<br>(株) クレール             | 小杉 和正<br>(株) クレール             | 竹内 典子<br>(株) クレール             |
| オフィスアシスタント<br>(Aコース) | 前田 伊吹樹<br>(株) クレール                | 中野 結<br>(学) 関西福祉学園働き教育センター湖南  | 上藪 直登<br>日東ひまわり亀山(株) 滋賀事業所    |
| 縫製                   | 西岡 愛織<br>日東ひまわり亀山(株) 滋賀事業所        | 井関 海璃<br>滋賀県立長浜北星高等養護学校       | 吉澤 彩乃<br>滋賀県立長浜北星高等養護学校       |
| 木工                   | —                                 | 野田 創太<br>滋賀県立長浜北星高等養護学校       | 金森 隆文<br>滋賀県立長浜北星高等養護学校       |
| ビルクリーニング             | 川副 昌人<br>(株) クレール                 | 西川 和輝<br>(株) クレール             | 岩本 和樹<br>(株) ニッパツ・ハーモニー滋賀営業所  |
| ワード・プロセッサ            | 森野 歩美 (◎)<br>(学) 関西福祉学園働き教育センター甲良 | 諏訪 陽子<br>(学) 関西福祉学園働き教育センター湖南 | 今井 詩織<br>(学) 関西福祉学園働き教育センター甲良 |
| 表計算                  | 新谷 善彦 (◎)<br>古河AS(株)              | 雪村 真椰<br>滋賀県立むれやま荘            | —                             |
| パソコンデータ入力            | 大原 尚史<br>(株) SCREENビジネスエキスパート     | 高橋 夏姫<br>日東ひまわり亀山(株) 滋賀事業所    | 佐藤 将希<br>(株) SCREENビジネスエキスパート |
| DTP                  | 吉田 真太郎 (◎)<br>(特非) アイ・コラボレーション    | 日永 雄麻<br>(特非) アイ・コラボレーション     | 南部 里奈<br>(特非) アイ・コラボレーション     |
| オフィスアシスタント<br>(Bコース) | 目加田 一輝<br>(学) 関西福祉学園働き教育センター甲良    | 金田 玲依<br>(学) 関西福祉学園働き教育センター甲良 | 山本 倫子<br>(株) クレール             |

【お問合せ先】滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 TEL：077-528-3755

## 令和6年3月大学等卒業予定者対象求人提出のお願い

ハローワークでは、令和6年3月卒業を予定している大学生等の求人を受付けています。

| ハローワークにおける求人の取扱い |        |
|------------------|--------|
| 求人の受理            | 2月1日以降 |
| 求人の公開            | 4月1日以降 |
| 大学等卒業予定者に対する職業紹介 | 6月1日以降 |

| 大学等卒業予定者の就職・採用活動に関する開始時期 |                     |
|--------------------------|---------------------|
| 広報活動                     | 卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降 |
| 採用選考活動                   | 卒業・修了年度の6月1日以降      |

企業の将来を担う人材の確保・育成のため、前途ある若者の将来のためにも、中長期的な視点から、一人でも多くの採用につながるよう、学卒求人の提出をお願いいたします。

【お問合せ先】 滋賀労働局職業安定部職業安定課 TEL：077-526-8609

## 就職活動中のセクハラ防止について

就活セクハラとは、人事担当者等による就活生等に対するセクハラのことを言います。例えば、性的な冗談やかからかい、性的な事実関係に関する質問、性的な関係の強要、拒否等したことによる不利益取扱い(採用差別・内定取消等)が該当します。正式な採用活動のみならず、リクルーターと会う・インターンシップに参加・教育実習・OB・OG訪問等の場においても問題化しており、就活生の約4人に1人が経験しています(厚生労働省令和2年度「職場のハラスメントに関する実態調査」)。就活セクハラは、就活生の個人としての尊厳や人格を不当に傷つける社会的に許されない行為です。対策が進んでいない企業は積極的に防止措置を講じましょう。

### ■対策のポイント

- ①学生と接する際のルールをあらかじめ定める
- ②自社社員以外(学生、フリーランス等)に対してもハラスメントを行ってはならない旨の研修を行う
- ③ハラスメントを行った場合は厳正な対応を行うこと
- ④採用活動を企業として適切に管理する
- ⑤就活生の相談窓口を設置し、対応する

セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント等については、法律等に基づき、行ってはならない旨の方針の明確化や相談窓口の設置など雇用管理上の防止措置義務が事業主に課されています。

指針においては就職活動中の学生やインターンシップを行っている方に関しても、同様の方針の明確化や、相談があった場合の適切な対応等を行うことが望ましいとされています。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

ホーム>政策について>分野別の政策一覧>雇用・労働>雇用環境・均等の画面「施策情報」の「雇用均等政策」の「職場におけるハラスメント防止のために」

21世紀職業財団

2023年度 ハラスメント防止関連 公開セミナーのご案内

1. ハラスメント相談担当者セミナー ベーシック編

ハラスメントの基本的知識や相談対応の留意点など、相談担当者として身に付けておくべきスキルについて、ロールプレイを体験しながら学ぶ半日コースです。

<オンライン>

開催日時 2023年4月19日(水) 13:30~16:30 受講料 15,400円(テキスト購入別途)  
2023年5月17日(水) 13:30~16:30 受講料 15,400円(テキスト購入別途)

開催方法 オンライン (Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

<会場集合型>

開催日時 2023年6月15日(木) 13:30~16:30 受講料 16,500円(テキスト代込)  
場 所 鐵鋼會館5・6会議室 (大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アバンビル11階)

2. <会場集合型> ハラスメント相談担当者セミナー アドバンス編

被害者、行為者、第三者への対応をロールプレイで体験します。相談担当になって1年未満の方でも、基礎的な内容から学べ、ロールプレイを通じて貴重な気づきが得られ研鑽を積む絶好のチャンスです。

開催日時 2023年7月13日(木) 9:30~16:30 受講料 31,900円(テキスト代込み)

開催方法 鐵鋼會館5・6会議室 (大阪市中央区北久宝寺町3-5-12 御堂筋本町アバンビル11階)

3. <オンライン> ハラスメント相談担当者セミナー 応用実践編

相談担当者のレベルアップのため、相談対応が難しいケースのロールプレイを中心に学んでいただき対応力の向上を目指す半日コースです。

開催日時 2023年8月24日(木) 13:30~17:00 受講料 18,700円(テキスト購入不要)

開催方法 オンライン (Web会議システムZoom利用・全国どこからでもご参加いただけます。)

【お問合せ先】 公益財団法人21世紀職業財団関西事務所

URL : <https://www.jiwe.or.jp> TEL (06) 4963-3820

E-mail : [kansai@jiwe.or.jp](mailto:kansai@jiwe.or.jp) FAX (06) 4963-3821



多様な力が活きる社会に

21世紀職業財団

地域の学びに  
一緒に参加しませんか？

滋賀県教育委員会からのお知らせ

企業内人権研修用  
視聴覚教材貸出中！

人権研修に役立つ視聴覚教材を無料で貸出しています。「におねっと」を通じて、いつでも教材の検索・予約、学習相談ができます。

出前講座の講師募集！

業務を通じて身に付けた専門的な知識やスキルを生かし、学校や地域での出前講座の講師になってみませんか。

企業内家庭教育学習講座の  
開催を支援しています！

しがふぁみ(滋賀県家庭教育協力企業協定制度)を活用ください。

あなたの職場で、家庭教育の向上につながるテーマで、様々な研修のお手伝いをします。



家庭教育学習資料や人権教育啓発冊子等を無料でダウンロードできます。詳しくはこちらへ！⇒

滋賀県学習情報提供システム

におねっと

《<https://www.nionet.jp>》



【お問合せ先】

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL : 077-528-4652 / FAX : 077-528-4962

MAIL : [ma06@pref.shiga.lg.jp](mailto:ma06@pref.shiga.lg.jp)

## 在職者訓練のご案内

滋賀県および(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部では、在職者の方々の技能向上を目的に、在職者訓練を開催しています。企業研修、自己啓発等にご活用ください。

### ◇県が開催するコース(技能向上セミナー)

- 機械系(測定技術、普通旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤加工技術、機械CADなど)
- 溶接系(アーク溶接特別教育、TIG溶接の基礎、産業用ロボット特別教育、溶接技能者評価試験準備など)
- 制御系(有接点リレーシーケンス、PLC・油圧・空気圧制御技術、Excel VBAなど)
- 塗装系(金属塗装技術)

### ◇(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部が開催するコース(能力開発セミナー)

- 機械系(機械設計、溶接、機械加工、測定、機械保全、生産管理など)
- 電気・電子系(シーケンス、PLC、回路設計、電気保全、Javaなど)
- 建築系(建築計画、意匠設計、構造設計、施工・管理など)

※コースの詳細(開催日・内容・受講料等)、申込み方法等については、下記にお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

|     | 滋賀県   |                             | (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部   |                          |
|-----|---|-----------------------------|---|--------------------------|
| 施設  | 高等技術専門学校米原校舎<br>(テクノカレッジ米原)   | 高等技術専門学校草津校舎<br>(テクノカレッジ草津) | 滋賀職業能力開発促進センター<br>(ポリテクセンター滋賀)  | 滋賀職業能力開発短期大学校<br>(滋賀職能大) |
| 所在地 | 米原市岩脇411-1  | 草津市青地町1093                  | 大津市光が丘町3-13   | 近江八幡市古川町1414             |
| TEL | 0749-52-5300  | 077-564-3297                | 077-537-1191 (訓練課 事業主係)   | 0748-31-2252 (学務援助課 援助係) |
| FAX | 0749-52-5396  | 077-565-1867                | 077-537-1299  | 0748-31-2255             |
| HP  | <a href="https://www.pref.shiga.lg.jp/kougi/">https://www.pref.shiga.lg.jp/kougi/</a> |                             | ポリテクセンター滋賀ホームページ<br><a href="https://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/">https://www3.jeed.or.jp/shiga/poly/</a><br>滋賀職能大ホームページ<br><a href="https://www3.jeed.or.jp/shiga/college/">https://www3.jeed.or.jp/shiga/college/</a> |                          |

## ポリテクセンター滋賀主催 生産性向上支援訓練のご案内

### 内容よし！ 講師よし！ コスパよし！

年間600社・1,000名様を超える方々にご利用いただいています。 満足度 **99%**

| コースNo | 開催日     | コース名                            | 受講料(税込み) |
|-------|---------|---------------------------------|----------|
| 001   | 4/26    | 表計算ソフトを活用した業務改善<br>(Excel初級)    | 2,200円/人 |
| 002   | 5/17    | 現場社員のための組織行動力向上                 | 3,300円/人 |
| 003   | 5/18・19 | 業務に役立つ表計算ソフトの関数活用<br>(Excel中級A) | 3,300円/人 |
| 004   | 5/24    | 効率よく分析するためのデータ集計<br>(Excel中級B)  | 2,200円/人 |
| 005   | 6/6     | 職場のリーダーに求められる統率力の向上             | 3,300円/人 |
| S06   | 6/8     | 中堅・ベテランのためのキャリア形成               | 3,300円/人 |
| 007   | 6/9     | 顧客志向の営業活動                       | 3,300円/人 |
| 008   | 6/14    | DX(デジタルトランスフォーメーション)の実際         | 3,300円/人 |

- 定員  
各回 15名(先着順)
- 訓練時間  
9:30 ~ 16:30
- 会場  
【001、003】  
国際経営情報専門学校(大津市)  
【004】キャリアプラザビット滋賀本校(栗東市)  
【005】高島市商工会館  
【上記以外】ポリテクセンター滋賀
- 対象  
事業主の指示により受講される方  
※コース番号に「S」が付くコースは、申込時45才以上の方ですが、45才未満の方も受講できます。

- 自分に足りないものや将来の目標とするイメージが見えてくるなど、参加者にとってはよい経験となっている。  
(N社・米原市)
- 社内のITインフラを整備していき、学んだことを活用するよう促したい。  
(O社・草津市)

年間スケジュール、コース内容、申込方法等は、下記HPをご参照ください。リーフレットご希望の方は、メールでご依頼ください。  
E-mail:shiga-seisan@jeed.go.jp

#### 【お問合せ先】

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 滋賀支部  
ポリテクセンター滋賀 生産性向上人材育成支援センター  
生産性センター業務課 TEL: 077-537-1176

URL: [https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/employer/seisansei\\_kunren.html](https://www3.jeed.go.jp/shiga/poly/employer/seisansei_kunren.html)



# 労働保険の申請は、カンタン・便利な電子申請で！

## 電子申請のメリット

書面による手続きに比べて“簡単便利”で“コストの削減”も期待でき、“窓口での対面確認等がありません”ので新型コロナ感染症対策にもつながります。

また、労働局・監督署の開庁時間にとらわれず“いつでも手続きが可能”なため“移動や待ち時間も不要”となります。

## 申請の手続き

e-Govウェブサイト（e-Gov 電子申請）から手続きいただけます。

なお、「GビズID」や「マイナンバーカード」を使用すると、申請の事前準備にかかる手数料がなくなり、お得です。

申請ページは、「e-gov」でご検索ください。



【お問合せ先】滋賀労働局労働保険徴収室 TEL：077-522-6520

## 社員の福利厚生を充実しませんか 勤労者互助会・サービスセンターのご案内！

滋賀県勤労者互助会連合会

(<https://shiga-gojoren.zenpuku.or.jp/>)



勤労者の健康や生活の福祉を向上させるため、個々の事業所では実施の困難な各種の福利厚生事業を行い、中小企業で働く人が楽しく安心して働ける環境づくり、併せて企業等の振興を図ることを目的に、県内10地域に勤労者互助会・サービスセンターが開設されています。

社員の福利厚生に関心をお持ちの事業主の皆様、お気軽に地域の勤労者互助会・サービスセンターまでお問い合わせください。

### 主な事業内容

- ・ **福利厚生事業** 映画館・レジャー施設の割引、健康診断・インフルエンザ補助、各種講座の開催、ウォーキング大会等の開催、各種ツアーの実施、お食事会の開催など
- ・ **共済金給付事業** お祝い金（結婚・出生・勤続等）、弔慰金、病気・災害等の見舞金など
- ・ **貸付事業** 生活資金、教育・医療・冠婚葬祭等の融資の斡旋

※対象者や会費などの詳細については、地域の勤労者互助会・サービスセンターのホームページをご覧ください。いただくか、お電話でお問い合わせください。

| 名 称                      | 電話番号         | 対象地域                |
|--------------------------|--------------|---------------------|
| (一財) 大津市勤労者互助会           | 077-522-6499 | 大津市                 |
| (一社) 草津市勤労者福祉サービスセンター    | 077-567-4377 | 草津市                 |
| 彦根地域勤労者互助会               | 0749-27-6787 | 彦根市・愛荘町・豊郷町・甲良町・多賀町 |
| (一財) 守山野洲勤労福祉サービスセンター    | 077-581-2408 | 守山市・野洲市             |
| 湖北地域勤労者互助会               | 0749-53-3553 | 長浜市・米原市             |
| (一財) 近江八幡地域勤労者福祉サービスセンター | 0748-38-8400 | 近江八幡市・竜王町           |
| 東近江地域勤労者互助会              | 0748-23-7400 | 東近江市・日野町            |
| 栗東市勤労者互助会                | 077-554-0400 | 栗東市                 |
| (一財) 甲賀湖南中小企業福利サービスセンター  | 0748-63-1809 | 甲賀市・湖南市             |
| 高島市勤労者互助会                | 0740-32-8188 | 高島市                 |

中小事業主の皆様へ

## 2023年4月1日から 月60時間を超える時間外労働の 割増賃金率が引き上げられます

### ◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業は 50% (2010年4月から適用)  
中小企業は 25%

|      | 1か月の時間外労働<br>(1日8時間・1週40時間<br>を超える労働時間) |       |
|------|---|-------|
|      | 60時間以下                                  | 60時間超 |
| 大企業  | 25%                                     | 50%   |
| 中小企業 | 25%                                     | 25%   |



(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業、中小企業ともに50%  
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

|      | 1か月の時間外労働<br>(1日8時間・1週40時間<br>を超える労働時間) |       |
|------|---|-------|
|      | 60時間以下                                  | 60時間超 |
| 大企業  | 25%                                     | 50%   |
| 中小企業 | 25%                                     | 50%   |

## 2024年4月1日から 自動車運転者の改善基準告示が改正されます

主な改正点

タクシー・ハイヤー運転手

日勤の1か月の拘束時間

299時間

288時間

日勤の1日の休息期間

継続8時間

継続11時間を基本とし、継続9時間

トラック運転者

1年の拘束時間

3,516時間

原則：3,300時間  
最大：3,400時間

1月の拘束時間

原則：293時間  
最大：320時間

原則：284時間  
最大：310時間

1日の休息期間

継続8時間

継続11時間を基本とし、  
継続9時間

バス運転者

1年の拘束時間

原則：3,380時間  
最大：3,484時間

原則：3,300時間  
最大：3,400時間

1月の拘束時間

原則：281時間  
最大：309時間

原則：281時間  
最大：294時間

1日の休息期間

継続8時間

継続11時間を基本とし、  
継続9時間

改善基準告示 改正 🔍 検索



厚生労働省URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/gyosyu/roudoujouken05/index.html)

【お問合せ先】滋賀労働局労働基準部監督課 TEL：077-522-6649



## 労働相談 Q &amp; A

## テーマ

## 「時間外労働に関する割増賃金について」

中小企業には適用を猶予されてきた「月60時間を超える時間外労働に関する法定割増賃金率の引き上げ」が、いよいよ令和5年4月から中小企業を含め全面適用となります。そこで今回は、この具体的内容や注意すべき点について確認したいと思います。

**Q** 中小企業も、1か月について60時間を超えて残業をさせた場合については、その超えた時間の残業について5割増して支払うことになるかと聞きましたが、詳しい内容を教えてください。

**A** 特に長い時間外労働を強力に抑制することを目的として、平成22年4月1日に施行された改正労働基準法により、大企業の月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率が50%に引き上げられました。令和5年4月1日より中小企業を含めた全面適用となり、中小企業の1か月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が50%に引き上げられます。

**Q** 当社は15日締めで給与計算していますが、「月60時間を超える」残業については、それとは別に毎月1日から数えなければいけませんか？

**A** 1か月の起算日については、毎月1日、賃金計算期間の初日、36協定の起算日などが考えられます。なお、1か月60時間を超える時間外労働の割増賃金率および1か月の起算日については就業規則に規定することが必要ですから、割増賃金率の引き上げに合わせて就業規則の変更が必要です。

**Q** 当社は完全週休2日制です。この週2日の休日に勤務させた場合、その時間を法定割増賃金率の引き上げの対象から除外できますか？  
また、当社は夜間作業も多いのですが、残業が深夜に及ぶ時はどのようにすればいいのでしょうか？

**A** 法定休日（週1日または4週4日の休日）以外の休日については、それが法定労働時間を超える労働である場合は時間外労働に該当しますので、割増賃金算定の対象としなければなりません。  
なお、労働条件を明示する観点や割増賃金の計算を簡便にする観点から、法定休日とそれ以外の休日を明確に分けておくことが望ましいと言えます。  
また、1か月60時間に達した時点より後に行われた時間外労働が、深夜（22:00～5:00）の時間帯にある場合は、深夜労働の法定割増賃金率（25%）と月60時間を超える時間外労働の法定割増賃金率（50%）とが合算され、75%以上の率で計算した割増賃金の支払が必要になります。

**Q** 当社では、特に業務が集中して月60時間を超えて残業をさせることがあります。しかし、連続して月60時間を超えることはないで、割増賃金の引き上げ分を翌月以降に休日を増やして対応したいのですが、そのようなことは可能ですか？

**A** ご質問のように、時には臨時的な特別な事情等のために、やむを得ず1か月60時間を超える時間外労働を行わざるを得ない場合も考えられます。1か月60時間を超える時間外労働を行った労働者の健康確保の観点から、過半数組合（過半数組合がない場合は事業場の過半数代表者）と労使協定を締結することで、引き上げ部分の割増賃金の支払に代えて代替休暇を与えることも可能です。  
代替休暇の制度は「休暇」に関するものですから、就業規則に規定することも必要になります。

**Q** 代替休暇を与える場合、数か月後業務が暇になるシーズンにまとめて休暇を与えることも可能ですか？  
また、業務に支障がないように1日1～2時間の短い時間で与えてもいいでしょうか？

**A** 代替休暇は、特に長い時間外労働を行った労働者へ休息の機会を与えることが目的ですから、一定の近接した期間内に与える必要があります。具体的には、時間外労働が1か月60時間を超えた月の末日の翌日から2か月以内の期間で与えることが必要です。  
また、まとまった単位で与えることによって労働者の休息の機会を確保するという観点から、1日または半日のいずれかの単位によって与えることが求められています。

## 滋賀県労働相談所

電話番号 **0120-967164**  
※フリーアクセスは、滋賀県内固定電話  
(もしくは公衆電話)からのみ利用可能です。  
**077-511-1402**

開設時間 月曜日～金曜日(平日)12時～16時

場 所 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階  
(面談相談は事前連絡が必要です)



# 不当労働行為事件のあらまし

## 不当労働行為とは

労働組合法第7条では、労働三権（団結権、団体交渉権、団体行動権）を保護するため、労働組合や労働者に対する使用者の不当労働行為を禁止しています。不当労働行為は、主に以下の3類型です。

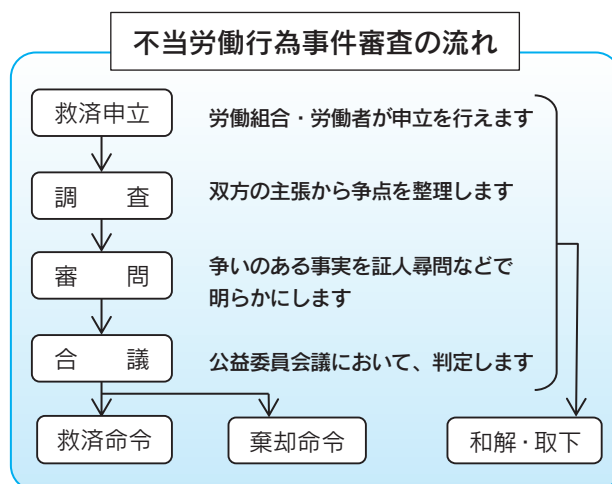
- 1 不利益取扱い 組合員であることや正当な組合活動をしたことを理由に、使用者が解雇、配転等の不利益取扱いをする行為。
- 2 団体交渉拒否 使用者が正当な理由なく団体交渉を拒む行為。
- 3 支配介入 使用者による労働組合の自主性や団結力、組織力を損なわせる行為。

## ◆不当労働行為の具体例

- ・労働組合に加入したら、解雇された。
- ・組合活動を理由に昇給差別を受けた。
- ・団体交渉を申し入れたが、応じてもらえない。
- ・組合の結成や運営に対し嫌がらせを受けた。

## ◆不当労働行為を受けたと思ったら・・・

労働組合や組合員は、使用者が不当労働行為をしたと思われる場合は、その救済を労働委員会に申し立てることができます。申立てを受けると労働委員会は審査を行い、不当労働行為があったと判断した場合は救済命令を発し、そうでない場合は棄却命令を発します。また、和解を勧める場合もあります。



## ◆不当労働行為事件審査の流れ

不当労働行為の救済申立てが行われると、労働委員会はまず、事件を担当する審査委員を選任します。併せて意見表明や和解の可能性の検討等を行う参与委員の申出を受けます。審査委員と参与委員が決まると、申立てを行った労働組合や組合員個人（申立人）と、申立てを受けた使用者（被申立人）に対し、県庁内の審問廷で調査・審問を行います。事件にもよりますが、一般的には一つの事件につき調査は5回、審問は3回程度行われます。調査・審問を終え、双方の主張や対立点などが明確になると、審査委員は命令書を作成し、双方に発出します。命令には、不当労働行為が成立すると判定された場合の「救済命令」、不当労働行為は成立しないと判定された場合の「棄却命令」、また、申立ての一部に不当労働行為が成立すると判定された場合の「一部救済命令」があります。

労働委員会の命令は強制力を伴うものであるため、場合によっては、労使間の関係性に悪影響が及ぶことも考えられます。そのため、命令ではなく他の方法での解決が望ましいと審査委員が判断した場合、双方に和解を促すこともあります。和解の内容は法律に反するものでなければ、どのような内容でも構いません。和解は労使関係が円満に保たれること以外にも、命令の発出よりも素早く解決できることがメリットとして挙げられます。滋賀県での平均処理日数は、命令の場合が約450日であるのに対し、和解・取下げの場合は約130日となっています。

★労働委員会への相談、不当労働行為事件救済申立て、あっせん申請等の手続は無料です。まずはお気軽にお問い合わせください。

【お問合せ先】 滋賀県労働委員会事務局

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 県庁東館5階  
TEL : 077-528-4472  
URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/roudou/>

## シルバー人材センターからのお知らせ



### ◆会員募集中

60歳以上の皆さん、あなたの豊かな知識と経験をシルバー人材センターで活かしませんか。これからの時代、働くということは、単に収入だけでなく、やりがい感、社会貢献、健康維持も兼ねて大切です。働く意欲のある方のご入会をお待ちしています。

### ◆お仕事募集中

シルバー人材センターでは、高齢者にふさわしい仕事を家庭・企業・公共団体等からお引き受けしています。短期間・短時間に関わらず、人手不足のときは、所在地の市町シルバー人材センターへご相談ください。活動等については、当連合会又はあなたの街のシルバー人材センターのHPをご覧ください。

### 【お問合せ先】

公益社団法人 滋賀県シルバー人材センター連合会  
〒520-0054 大津市逢坂一丁目1番1号 テトラ大津3階  
TEL :077-525-4128 FAX :077-527-9490  
URL :<https://www.sjc.ne.jp/shigapref>



### 事業主の皆様へ

## 内職求人 を掲載しませんか！

物品の製造や加工など、作業工程の一部を請け負う内職求人掲載企業を募集しています。求人情報は随時受け付けています。詳しくは下記までお問い合わせください。

<毎月1回、内職求人情報誌を発行しています>

【発行日】 ○毎月1日（原則）

【配布場所】 ○県内ハローワーク、各市町、関係団体等  
○県ホームページにも内職求人情報を掲載しています。

**滋賀県 内職求人情報の提供について**

【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課

TEL : 077-527-0450 (内職専用ダイヤル) FAX : 077-528-4873



随時募集

掲載無料

マイホームのお悩み ご相談ください!

## 滋賀県住宅生協のリフォームで

## 暮らしを快適に!

新しく機能的に  
キッチン  
浴室・洗面化粧室  
トイレ  
のリフォーム

お部屋まるごと  
リビング・ダイニング  
窓・フローリング  
寝室・子供部屋  
のリフォーム

老朽化や省エネ  
太陽光発電  
屋根・外壁  
玄関まわり・塀まわり  
のリフォーム

外回りもお洒落に  
カースペース  
バルコニー  
ガーデンスペース  
のリフォーム



広告



滋賀県住宅生協 (滋賀県勤労者住宅生活協同組合) ☎077-524-2800

滋賀県知事 (14) 第631号 滋賀県大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階 定休日/火・水・祝 営業/9:00~18:00

滋賀県住宅生協

<https://www.shiga-jutaku.jp/>



広報紙「滋賀労働」について重要なお知らせ

紙面の郵送終了につき

※お手続きしていただけないと今後情報をお届けできなくなりますので、必ずお手続きをお願いします。

～労働広報紙「滋賀労働」メール配信へ切り替えのお願い～

滋賀県では、2050年CO2ネットゼロを目指し、その実現に向けた取組を進めています。  
 広報紙「滋賀労働」は、今後順次、メールアドレス登録がお済みの方への紙面の郵送を廃止し、メールでの配信に切り替えていきます。紙面の郵送は2025年度をもって終了する予定です。  
 随時登録を受け付けておりますので、お早めにメール配信登録のお手続きをお願いします。

「滋賀労働」は、県内の事業所・労働組合・労働者の方等を対象に、年4回、労働に関するさまざまな情報（法改正、制度、イベント、セミナーなど）をお届けしています。

【お手続き方法】

労働広報紙「滋賀労働」のメール配信への切り替えは、右のQRコードからお手続きできます。→  
 <ホームページからのお手続きはコチラ↓>



滋賀県ホームページ<https://www.pref.shiga.lg.jp>から、**滋賀労働 メール配信** でご検索ください。  
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/shigoto/327087.html>

【お問合せ先】 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課  
 TEL : 077-528-3751 Email : fe0001@pref.shiga.lg.jp

特殊詐欺対策を！

留守番ボタンを

ポチっと作戦

- 「還付金があります。ATMで受け取ってください。」
- 「キャッシュカード（クレジットカード）が不正に使われています。暗証番号を確認させてください。」
- 「未納料金があります。電子マネーで支払ってください。」

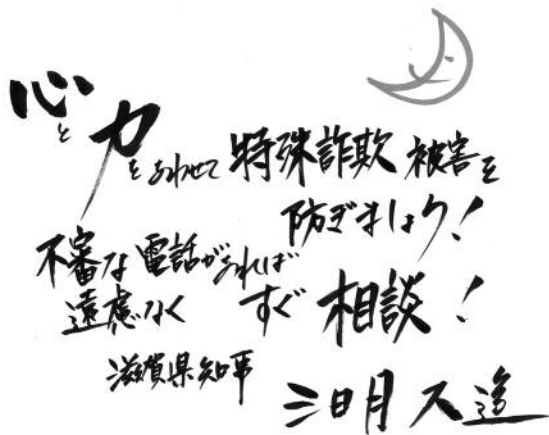
全て詐欺です！！

対策



在宅時も家の電話を留守番設定にするだけ！

詐欺犯人は留守番電話につながると、音声が残ることを嫌って電話を切ります。  
 メッセージを聞いて、必要なところだけ、掛けなおしましょう。  
 ご両親やご家族、ご近所の方にも勧めてください。



【お問合せ先】 滋賀県総合企画部県民活動生活課 TEL : 077-528-3414

「滋賀労働」へのご意見・ご感想はこちらまで

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町4-1-1  
 TEL : 077-528-3751 FAX : 077-528-4873 URL : <https://www.pref.shiga.lg.jp/> E-mail : fe0001@pref.shiga.lg.jp